

■ 第1回法教育検定3級モニター・アンケート結果報告

※ リーガルパークは、平成23年12月に第1回法教育検定(3級)の受験者を対象にアンケートを実施し、平成24年1月までに得られた回答を集計しました。

I 受験された方についてお聞きます。

1 あなたの職業を教えてください。

- 1) 教員関係者 (4) …… ①小学校教職員(0) ②中学校教職員(1) ③高校教職員(4)
 2) 法曹関係者 (15) … ①弁護士(8) ②検察官(0) ③裁判官(0) ④司法修習生(0)
 3) 大学・大学院教職員(1)
 4) 学生(19) …… ①高校生(0) ②大学生(1) ③法科大学院生(修了生含む)(13)
 5) その他(26)

2 あなたの年齢を教えてください。

10代(0) 20代(15) 30代(13) 40代(12) 50代(12)

3 現在のあなたのお住まいの地域を教えてください。

北海道(0) 東北(0) 関東(42) 信越(0) 北陸(0) 東海(1) 近畿(2)
 中国(2) 四国(0) 九州(5) 沖縄(0)

4 法教育検定をどこで知りましたか。

- 1) リーガルパークからの案内メール (18)
 2) リーガルパークのホームページ (0)
 3) 友人・知人からの紹介 (21)
 4) ポスター (0)
 5) その他 (0)

5 今回の法教育検定3級を受験された理由をお聞かせください。

- 1) 法教育に興味があるから (24)
 2) 資格取得のため (9)
 3) 友人・知人に勧められたから (19)
 4) 法教育検定がどのようなものか知りたかったため (25)
 5) その他(具体的理由) (0)

II 法教育検定についてお聞きます。

1 問題の分量はいかがでしたか。

- 1) 法律科目 ①多い(0) ②やや多い(7) ③適切(33) ④やや少ない(7) ⑤少ない(3)
 2) 教育科目 ①多い(1) ②やや多い(12) ③適切(30) ④やや少ない(5) ⑤少ない(2)

2 問題の難易度はいかがでしたか。

- 1) 法律科目 ①難しい(5) ②やや難しい(9) ③適切(27) ④やや簡単(5) ⑤とても簡単(2)
 2) 教育科目 ①難しい(3) ②やや難しい(29) ③適切(14) ④やや簡単(4) ⑤とても簡単(0)

3 出題分野ないし範囲はいかがでしたか。

- 1) 法律科目 適当である(40) 偏っている(7) 広すぎる(3) 狭すぎる(0) その他(2)
 2) 教育科目 適当である(30) 偏っている(4) 広すぎる(5) 狭すぎる(1) その他(6)

4 設問は、法教育授業を実施する上で必要と思われる基本的な法的知識や法理念、あるいは教育知識や教育理念に関する問題を出题したつもりですが、出題の内容は適切だと思いますか。

- 1) 法律科目 適切(17) まあ適切(25) やや不適切(5) 不適切(0) 分からない(5)
 2) 教育科目 適切(16) まあ適切(14) やや不適切(8) 不適切(0) 分からない(14)

5 今回実施した法教育検定は、たとえ法律知識や教育知識がなくても、設問を読むことにより正解にたどり着ける問題を多く採り入れ、また、問題を解くことで各分野の基本的な知識の習得、基本理念の理解につながるよう心がけて作問しましたが、全体としてその趣旨に合致していたと思いますか。

- 1) 法律科目 合致していた(26) まあ合致していた(27) あまり合致していない(1)
 合致していない(0) 分からない(2)
 2) 教育科目 合致していた(26) まあ合致していた(23) あまり合致していない(1)
 合致していない(0) 分からない(2)

6 今回法教育検定3級を受験されて、これからこのような法教育検定を実施することについて意義があると思いますか。

- 意義があると思う(40) あまり意義はない(0) 分からない(12)

7 今後法教育検定を実施していくにあたり、必要だと思うことや、留意すべきこと、また修正した方がよい点などについてご意見ををお願いします。

1) 法律知識

- ◆ 部分的な基礎的知識問題を解くことで積み上げて意味がないので、人材養成のためのテキストが必要だと思う。
- ◆ やや専門的技術的すぎる問題があったと思う。もう少し基本理念や考え方にシフトしてもよいと思う。
- ◆ 民法、民訴、裁判員制度についての設問もさらに多くあるとさらに良かった。
- ◆ 不正解な理解を一般市民に植え付けるような出題は避けるべき。
- ◆ 憲法、刑法の公法系が中心の出題と思われましたが、民法等の私法系ももう少し出題してほしい。
- ◆ 3級であらば法律制定の経緯・歴史に関する出題が多くてもよいのではなかったか。
- ◆ 著作権と未遂は素人には難しかった。意地悪なひっかけ問題もあるように思われた。
- ◆ 法がわからない私にとっては、解釈が難しい言葉が多く問題を理解することが大変でした。
- ◆ 法の裏の思想、根拠等は非常に大事だと思います。しかし、3級試験であらばそれよりもより実践的な内容(消費者契約法、労働法等)に特化した方が法律がより身近になると思います。
- ◆ 法教育というものを如何に活用するのかが、必要性がかわってくるかとは思いますが。日常生活に関することから法的思考を惹起させるような問題が多くて良いと思いました。
- ◆ 人権思想・人権の尊重・男女の本質的平等・公共の福祉・信義誠実原則・権利濫用禁止などを教育に明らかに組み込むことこそ、戦後日本の教育が戦前の呪縛から道徳教育に関して不毛の議論を脱し得る本質的な回答こそが法教育だと思います。ですから、今回の出題傾向を的を射たものだと思います。
- ◆ 他学部他学科出身の方にはかなり難しかったと思う。
- ◆ 専門知識なく問題文の推論だけでは正解を導く問題の作成には限界があると思います。試験に準拠する公式テキストの作成が必要と考えます。
- ◆ 単なる学校の授業レベル以上のことを扱っていると感じたので、初学者向けに、再学習する人向けにも良いのではないかと思います。
- ◆ 学校現場において法教育という言葉が適切に捉えられていない場面があると思います。また法律の意義についても同様のことが言えるかもしれません。そういった誤解を解いていけるような問題も含まれているといいのではないかと思います。

2) 教育知識

- ◆ 内容として国語力が問われるものが多く、法教育によって子ども達に法律を学習させることによってどのような効果が生じるのかに関係する問題がすくなかったのではないかと。
- ◆ 教育法に関して特に勉強したことがない者であっても解ける問題がもう少し必要。
- ◆ 教育学を全くかじっていないので難しかった。理念思想系は出題としてわかるが、職員会議や校長の職務とかは教職の人に偏っている気がした。
- ◆ 問題文が長く、理解が難しいものが多いように思いました。
- ◆ 教育機関の制度の問題よりも、教育方法・技術論的な観点からの問題の方を多くしても良いと思いました。教育理念

についての問題は良いと思いました。

- ◆ 法律知識に比べて初めてみる馴染みのない概念が多く、問題そのものを理解するのに時間がかかった。解答時間がもう少しあればよいと思いました。
- ◆ 教育指導者として基本的に知っておくこととして純分であるか私には知識・素養がありませんが、勉強になりました。
- ◆ 教育原理の検定ではないので、法教育の視点をもっと出題すべきだと思う。
- ◆ ある程度は常識レベルでも解ける問題もありましたが、読解力も求められているように感じたのでちょうど良いと思います。
- ◆ 歴史的知識の問題、古典の問題みたいなものは必要でしょうか。もう少し学校現場の原理や実態に近いことがわかるような問題がいいのではないのでしょうか。

Ⅲ 法教育について

1 「法教育」という言葉をこれまでに知っていましたか。

知っていた (30) 知らなかった (20)

2 1で知っていたと答えた方は、法教育の活動に何らかの形で関与したことはありますか。

ある (12) ない (25)

3 1で知らなかったと答えた方は、今回の法教育検定を受験して、法教育に興味を持ちましたか。

とても興味を持った (10) 少し興味を持った (16) あまり興味が湧かない (1)

Ⅳ その他

法教育検定は、法律家と教員とを結ぶ手段の一つとして今般試験的に実施しましたが、今後、法教育実施担当者コースとしては、2級、1級と昇給させていくとともに、法教育を施された児童・生徒らの到達度を試すために、4級、5級等も創設しようと考えています。

法教育検定に限らず、法教育の普及・発展に向けて行うべき方法等としてお考えのことがありましたら、ぜひお聞かせください。

- ◆ 学習経験者にとっては、蜜用知識として解ける問題だと思うが、法教育の知識が乏しい者がいきなり受験しての取得は結構難しいかも、と思いました。
- ◆ 教員には法的知識が全くない。仕事を通じてそのことを知っている。教員にも法を教えてやらないと子どもが伸びないのではないかな。
- ◆ 自分がロースクール生だからだと思うが、この3級より簡単な法律科目の問題はそうは多くないと思われるから、4級5級は法律科目に限って言えばあまりに簡単になるのではないのでしょうか。
- ◆ このような取り組みに敬意を表します。今後の活動に期待しています。
- ◆ 福沢諭吉の言葉と似ていますが、法は身を立てる財産でもあり、進路が民間人であれ公務員であれ、法を縦横に駆使できる人材こそが経済的社会的にますます需要がたかまるものと思われます。実学の一環としての法教育の有用性必然性が認識されるべきです。すでに欧米アジアではそのような認識に到達していると思われるのに対し、日本は遅れているような気がして心配です。
- ◆ 検定は取得することも大事ですが、その検定を取得するために勉強し身に付いたという過程も大事だと思いますので、もう少し知識問題はあった方が適切だと思います。
- ◆ 法教育自体の知名度を上げること。法教育の客観的到達点を明確に説明できるようにしておくこと。法教育検定を受けることの意義があるようにする。
- ◆ この資格を取得した場合、これをどのように活用することができるのか知らせてほしい。
- ◆ 裁判員制度が行われている今、法に興味を持ってもらうために、その生徒の学年に応じて具体的な事例を法律に当てはめて考えてみる、というように法律を身近なもの、生活に密着しているものと捉えてもらえるような指導を行うとよいのではないかな。また、実際に裁判所などの見学を行うなど、法律に関する現場を見せるのも良いのではないかな。ただし、特に低学年に対してはあまり堅苦しくならないようにする必要があると思う。
- ◆ このまま難易度が上がると、司法試験と教員免許を両方持っているような人の集団になるように感じる。
- ◆ もし法教育検定を公的資格として本格的に実施するのならば、公式テキストの発行や試験対策にも注力した問題集を作成するのがベターかと思う。勉強なしで合格できる水準とするならば、資格自体にほとんど価値を見いだせない趣味的なものになってしまうのではないかと危惧します。とだ、近年難化傾向にある行政書士をはじめとした法律士業資格への足掛かりとしてこの検定を受

けるとしたら、ちょうどいい難易度だと感じました。

- ◆ 法律家でも教員でもない立場（一般人）からの感想としましては、「法教育」という言葉自体がまだ世間に周知されていないのかなと思います。
- ◆ 全問選択式という方式に試験としての限界を感じる。上級試験については実技や自由記述の採用をご検討ください。
- ◆ 問題を解くことで基本的な知識を確認・習得するというねらいは成功していると思います。ただ、特別法になればなるほど（特許法や労働法など）知っているか否かしか問われていないような感じもしました。いわゆる基本六法をもう少し多く出題する方が良いように思いました。

法教育が学校現場で目立って活きるのには生徒指導（生活指導）の分野です。生活指導系の学会と連携をとるなどの方法も有益だと思えます。

- ◆ あらゆる事柄を法を通して話し合うことが重要だと思うので、テレビ・ラジオ・ネット番組などの既存メディア、学校などで今起こっている事項（政治、事件など）につちえ討論することが必要だと思います。
- ◆ 3級でしたが少し難しく感じました。参考書（問題集）があれば、もう少し安心して自信を持って受験に臨めると思いました。学校に通う年代の若いころから法について学ぶことにはとても良いことだと思います。
- ◆ もう少し低い級、たとえば7級から開始がいいかも。
- ◆ 4級5級を創設する場合、出題が難しいとは思いますが、著作権の問題など、なぜそのようなルールが社会的に課題とされているのかを考えさせるような問題を維持すべきと考えます。
- ◆ 法教育授業担当者と認定するには、本試験の問題数が少ないと思う。
知識があっても、教育・指導には直接結びつかないと思うので、実習は生かすための機会を設けることも大切ではないかと思う（医療系は、テストはマーク形式ですが、その知識を統合するための実習をします。）
- ◆ 身近に裁判員に選ばれた方がいたので法教育の重要性をひしひしと感じています。法律の知識は裁判員に選ばれたとき、非常にプラスになると思いますが、犯罪とどのように向き合えばよいかなどの感情面でのサポート、ケアについても配慮があるとより良いかと思えます。
- ◆ まだ「法教育」が如何なるものなのかあまり明確に理解できていない状態です。試験を受けた感想として、法律問題と教育問題を受験しただけであり、これにより「法律と教育」ないし「法律及び教育に関する法律」を学んだだけに感じたのですが、「法教育」というものはそういうものと捉えてよいのか未だに納得しきれていないのが正直な感想です。
まず、何をもち「法教育」というのかはっきりさせ、上記のように「法律家と教員とを結ぶ手段」というのが結局は何を目的（目標）としているのを指し示すことで、世間に認知させていくべきではないかと思いました。
- ◆ 自らの長年の社会生活経験から問題解決にあたっては、正解はなく価値は相対であることを学びました。本検定のミッション、たとえば「価値相対主義」の趣旨を試験問題の冒頭の「目的」に記載しておけば、設問の意図がより明確に理解できると思います。
- ◆ 現在普通学校で成功している「検定」は英語検定と感じ検定です。いつの間にか教員の「準仕事」になっています。法教育検定は社会科が担当するようになると思いますが、生徒がぜひ受験したい、また受験させたいと教育や保護者が考えるかがポイントになると思います。
今回の検定問題は、おもしろいと思いますが、何とも評価しかねます。自分が「法教育」について見識がないせいかもしれませんが「鶏と卵」ではありませんが、法教育の普及を、検定を挺子に進めるしかないのでしょうか。漢字検定もここまでくるのに随分時間をかけています。
- ◆ 書店はホームページなどでもっと多くの人に知らせればよいと思う。
- ◆ 法教育について：教材が少なすぎることは悩みです。多くの教員は教材研究に時間が取れなくなっているのが現状です。簡単に利用できる教材が専門家と協力した現場教員によって開発され、実践が積み重ねられる必要があります。
検定について：「明らかな誤り」があるにせよ、専門知識をもっていないとかなりきついと思います。「適切ではないもの」すなわち「ネガティブクエスチョン」の出題がかなり多いと思います。センター試験をみてもわかるように四分の一程度が適量だと思います。
- ◆ 1、2級レベルであれば、他の法律系の資格とかぶらない内容で出題するなどして、「法教育」というジャンルで敷居が高いイメージのある法律が身近に感じられるような内容で良いのではと思いました。